

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【307】
2. 日時：令和2年9月9日 10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築総括担当部長 他29名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書について、令和元年9月13日、令和2年7月22日、8月27日、8月28日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【サービス建屋の耐震計算書】

- サービス建屋の支持地盤の許容限界である古安田層の極限支持力度の算定根拠について説明すること。

【原子炉格納容器コンクリート部の耐震計算書】

- 保有水平耐力の評価部位が「シェル部」となっているが、保有水平耐力評価は建物全体の各層で行うことを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし